

利 用 上 の 注 意

この報告書は、経済産業省所管の平成21年工業統計調査をもとに、本市に係る部分を集計し作成したものです。

I 調査についてのあらまし

1. 調査の目的

工業統計調査は、全国の製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、原材料使用額などを調査し、業種別、規模別、地域別に工業の実態を把握して、行政のみならず工業関係の様々な計画や施策の基礎資料として提供することを目的としています。

2. 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号、平成19年法律第53号にて改正、平成21年4月施行）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されました。

3. 調査の期日

平成21年12月31日現在

4. 調査の範囲

この調査は、国に属する事業所を除き、原則として日本標準産業分類に掲げる大分類「E-製造業」に属するすべての事業所を対象としています。

5. 調査の単位

この調査は事業所ごとの調査で、同一企業であっても製造業に格付される事業所は、それぞれを調査対象としました。

6. 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については『工業統計調査票 甲』、従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については『工業統計調査票 乙』を用い、調査員が調査票を対象事業所に配布し、申告者（事業所の管理責任者）自ら記入する自計申告方式により調査を行いました。

7. その他

市内全事業所を調査対象とする全数調査は、西暦末尾が0, 3, 5, 8の年に実施します。全数調査以外の年は、従業者4人以上の事業所を対象に調査を行います。

II. 用語及び集計項目の説明

1. 事業所とは

事業所とは一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っている場所をいいます。

2. 製造業とは

製造業とは、下記の（１）及び（２）の両方の条件をそなえている事業所をいいます。

（１）主として新製品の製造加工を行う事業所

新製品とは必ずしも完成品だけを意味するものではなく、例えば、鑄放しのままの機械部品なども含まれます。

（２）製造加工した新製品を主として卸売する事業所

この調査でいう卸売とは、次の業務をいいます。

- ① 卸売業者又は小売業者に販売すること。
- ② 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。
- ③ 業務用に主として使用される商品を販売すること。
「業務用に主として使用される商品」とは、事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用機械を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）をいう。
- ④ 同じ企業に属する他の事業所（工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

3. 従業者数とは

従業者数とは、常用労働者と個人事業主及び家族従業者数の合計です。

（１）個人事業主及び無給家族従業者

- ① 個人事業主
業務に従事している個人事業主（実務に携わっていない事業主は除く）
- ② 無給家族従業者
個人事業主の家族のうち無報酬で常時就業している者（手伝い程度は除く）

（２）常用労働者

- ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱います。
- エ 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ① 正社員・正職員等
一般に「正社員」、「正職員等」と呼ばれている者。ただし、他企業に出向・派遣している者は除きます。
 - ② パート・アルバイト等
一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれて

いる者を記入します。

③ 出向・派遣受入者

他の企業から受入れている出向従業者及び人材派遣会社からの派遣従業者を記入します（上記ア、又はイに該当する場合）。

(3) 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいい、12月給与の帳簿締切日現在の在籍者数を記入します。なお、臨時社員などと呼ばれている者でも、「常用労働者」の定義に当てはまる場合は、上記(2)に含めます。

4. 現金給与額とは

現金給与額は、平成21年の1年間に支給された給与、特別に支払われた給与額（期末賞与等）及びその他の給与額（常用労働者に対する退職金及び臨時、日雇い労働者に対する諸給与など）の合計です。

5. 原材料使用額等とは

原材料使用額等とは、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含めた額です。

6. 製造品出荷額等とは

製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計であり、消費税など内国消費税額を含めた額です。

(1) 製造品出荷額

事業所の所有する原材料によって製造した製品を、平成21年中にその事業所から出荷する時の出荷額をいいます。

(2) 加工賃収入額

他から支給された原材料によって製造し、また、他の所有する製品を加工して受け取った、又は受け取るべき加工賃をいいます。

(3) その他収入額

製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入です。ただし、知的財産収入、利子、配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は除きます。

(4) 内国消費税額

製造品出荷額等に含まれる酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の合計額（消費税を除く）をいいます。

7. 付加価値額及び有形固定資産総額の諸計算式

分析項目は、次の算式によります。

(1) 付加価値額

従業者4～29人の事業所＝製造品出荷額等－（原材料使用額等＋消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

従業者30人以上の事業所＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛

品年初在庫額) - (原材料使用額等+減価償却額+消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)

(2) 有形固定資産投資総額

有形固定資産投資総額=土地の取得額+有形固定資産(土地を除く)の取得額+(建設仮勘定増-建設仮勘定減)

8. 産業分類について

「日本標準産業分類」の改訂に伴い、平成20年調査より工業統計調査用産業分類も新たな産業分類を使用しました。

産業中分類新旧対応表

旧分類 (平成19年まで)		新分類 (平成20年以降)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

注: 旧分類11, 12は新分類11に統合。旧分類15, 16は新分類14, 15に一部移設。旧分類26, 27は新分類25, 26, 27に分割。旧分類28, 29, 30, 31は新分類28, 29, 30, 31に分割。旧分類32は新分類32に一部移設。

9. 商品分類の改訂

「日本標準産業分類」の改訂に伴い平成20年調査から「商品分類表」が大幅に改訂され、一部を除きすべての品目番号が変更されました。

主な改訂は、情報通信の高度化、経済活動のサービス化、事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合させるため、大分類の新設が行われ、また、各大分類に属する中・小・細分類の新設や廃止等全面的な改訂が行われました。

10. 軽工業と重化学工業との区分

軽工業と重化学工業は、次のとおり区分しました。また、報告書中の産業分類は次の名称を用いました。

区分	中分類番号	産業中分類	使用した名称
軽工業	09	食料品製造業	食料品
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
	11	繊維工業	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
	13	家具・装備品製造業	家具・装備品
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品
	15	印刷・同関連業	印刷・同関連品
	18	プラスチック製品製造業	プラスチック製品
	19	ゴム製品製造業	ゴム製品
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮
	21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
32	その他の製造業	その他の製品	
重化学工業	16	化学工業	化学工業製品
	17	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品
	22	鉄鋼業	鉄鋼
	23	非鉄金属製造業	非鉄金属
	24	金属製品製造業	金属製品
	25	はん用機械器具製造業	はん用機械器具
	26	生産用機械器具製造業	生産用機械器具
	27	業務用機械器具製造業	業務用機械器具
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路
	29	電気機械器具製造業	電気機械器具
	30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械器具
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械器具	

11. その他

(1) 結果表のうちで、事業所数が1又は2の場合は、その事業所の秘密を守るため、事業所数、従業者数以外の数値を『x』で表示しました。また、他の結果数値から算出されるおそれのあるものについては、事業所数が3以上であっても同様に秘匿した箇所があります。

なお、秘匿された数値は、合計に含まれています。

(2) 表中に用いた記号の用法について

「-」	実績数値のないもの 及び 分母が0のため計算できないもの
「△」	マイナスの数値であるもの
「0.0」	0.05未満のもの
「…」	データの無いもの 及び 産業分類変更等で直接比較できないもの

(3) 構成比等については、四捨五入による端数整理の関係から計と内訳が一致しない場合があります。

⑨この報告書に掲載されている数値は、本市が独自集計したものであり、経済産業省及び栃木県が公表する数値と相違することがあります。